

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年5月19日

鳥取県教育センター所長 小 谷 智 子

1 調達内容

（1）借入物品の名称

令和7年度東部地区県立学校指導者用端末貸借 一式

（2）借入物品の仕様

別添令和7年度東部地区県立学校指導者用端末貸借仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに

（3）借入期間

令和7年10月1日から令和11年8月31日まで

（4）納入期限

令和7年10月31日（金）

（5）納入場所

仕様書のとおりに

（6）入札方法

入札は、紙により行うものであること。

入札書に記載する金額は、本業務の履行に係る費用の合計額とする。

なお、契約に当たっては入札書に記載した金額をもって契約金額（消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とする。併せて、課税事業者にあつては内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1） 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2） 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

（3） 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（4） 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

（5） 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。 ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

（6） 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

（7） 1の（1）に示した物品を自社で所有し（本件調達に係る契約締結日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県教育センター

4 入札手続等

(1) 入札手続及び借入物品の仕様に関する担当部局

〒680-0941 鳥取市湖山町北五丁目201

鳥取県教育センター教育DX推進課

電話 0857-28-2387

電子メール kyoikucenter@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和7年5月19日（月）から同月27日（火）までの間にインターネットの鳥取県教育委員会教育センターのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kyoikucenter/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年5月19日（月）から同月27日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年6月4日（水）午前10時 即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月3日（火）午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市湖山町北五丁目201 鳥取県教育センター本館2階第2研修室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、件名及び入札者名を記載した上で、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に件名及び入札者名を記載した上で、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と回数を明記し、それぞれ第1回目、第2回目及び第3回目の入札書を入れ、密封して提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を4の(1)の場所に令和7年5月27日（火）正午までに、郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。